

ウェルビーイング（幸福度）に関する調査分析業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ウェルビーイング（幸福度）に関する調査分析業務

2 業務の目的

本県では、「ウェルビーイング（well-being）」を県政の中心に据え、県民一人ひとりの幸せの実感の向上に取り組んでいる。一方で、各種調査においては、客観的指標による幸福度は高い水準にあるものの、県民の主観的幸福度は相対的に低い状況にある（例：（一財）日本総合研究所「全47都道府県幸福度ランキング2024」3位、㈱ブランド総合研究所「都道府県幸福度ランキング2026」47位）。

本業務は、各種調査結果の分析及び学識経験者等へのヒアリング調査等を通じて、富山県民の主観的幸福度が低い結果となっている要因や課題を明らかにするとともに、主観的幸福度向上に向けた施策の方向性を整理し、今後の政策立案に資する基礎資料を作成することを目的とする。

また、本業務における分析結果については、マスコミ等を通じて県民に広く周知し、県民のウェルビーイング（幸福度）に対する関心や理解促進を図るものとする。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

なお、令和8年11月末日までに中間報告を行い、令和9年2月26日（金）までに最終報告書を提出すること。

4 委託金額の上限

3,500,000円（税込）

5 業務の内容

上記の目的を達成するため、受注者は次に掲げる業務を実施するものとする。

なお、業務の遂行に当たっては、業務の進め方、調査・分析手法及び成果品の内容等について県と十分協議の上、実施すること。

（1）「主観的幸福度」に関する要因・課題分析

①調査結果の整理・分析

次の調査結果等を踏まえ、富山県民の主観的幸福度が低い結果となっている要因及び課題を整理・分析すること。分析に当たっては、定量分析及び県民の意識等を把握するための定性調査を基本とし、業務目的の達成に有効な分析手法を適切に組み合わせて実施すること。また、北陸3県（富山県、石川県、福井県）の比較分析等を通じ、本県特有の課題を抽出すること。

- ・[㈱ブランド総合研究所「都道府県幸福度ランキング2026」](#)：富山県47位

また、必要に応じて、次の関連調査・指標についても参照し、分析に活用すること。

- ・[（一財）日本総合研究所「全47都道府県幸福度ランキング2024」](#)：富山県3位
- ・[富山県「ウェルビーイング県民意識調査」](#)
- ・[デジタル庁「地域幸福度（Well-Being）指標」](#)

なお、分析の視点や手法については、企画提案書において具体的に提示すること。

※県から提供可能なデータは次のとおり。その他必要なデータは受注者で準備するものとし、経費見積書に計上すること。

- ・(株)ブランド総合研究所「都道府県幸福度ランキング 2026」総合報告書及び富山県の個別報告書
- ・富山県ウェルビーイング県民意識調査 調査データ

②学識経験者等へのヒアリング調査

ウェルビーイング、幸福学、地域政策、社会心理、統計分析等に知見を有する学識経験者等を対象にヒアリング調査を実施し、富山県における主観的幸福度の課題や今後の施策の方向性等について専門的な意見を聴取・整理すること。なお、ヒアリング対象者は3～5名程度とし、県と協議の上、決定すること。

(2) 主観的幸福度の向上に向けた施策提案

上記(1)の分析及びヒアリング調査の結果を踏まえ、県民の主観的幸福度の向上を図るために効果的と考えられる施策の方向性を提案すること。

6 納入物品

受注者は、以下の成果品を納入すること。

- (1) 業務完了報告書(指定様式) (電子媒体1部)
- (2) 実績報告書(任意様式) (電子媒体1部)

①報告書(概要版)

分析結果及び施策提案の要点を図表やイラスト等を効果的に活用し、県民にも分かりやすい内容でまとめること(PowerPoint 資料2～3枚程度)

②報告書(全体版)

本業務の結果(要因・課題分析結果の詳細、ヒアリング記録、施策提案等)をまとめること(PowerPoint 資料)

③参考資料

必要に応じて、その他使用データ、根拠資料を添付又は別冊として提出すること

7 著作権等

企画提案書に特段の記載がない場合、本業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納入された成果品に関する著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて県に譲渡し、県は自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 第三者が権利を有する・画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- (3) 受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

8 その他、業務上の留意点等

- (1) 受注者は、本業務を実施するため個人情報を取扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、受注者と県で協議の上、進めることとする。